

2009年(平成21年)7月7日 火曜日

Q 親せきの息子が証券会社に就職することになり2年前に身元保証人になりました。当初は総務と聞いていましたが、この春、営業職に変わりました。顧客に金融商品の勧誘等も行うということなので大きな責任を負うことにならないか心配です。身元保証人をやめることはできないのでしょうか。

雇用契約の身元保証やめられる？



A 本件のように雇用契約に伴う身元保証は、使用者が労働者によって受ける損害を第三者が保証する契約で

「身元保証二関スル法律」が規定されています。同法により、期間の定めのない身元保証契約の存続期間は原則と

して3年となり、期間を定める場合でも5年を超えられません。また、使用者は①労働者に業務上不適任や不誠実な事柄があつて

身元保証は、保証人を定める場合でも5年を超えられません。また、使用者は①労働者に業務上不適任や不誠実な事柄があつて

「任務変更」なら可能

したために身元保証人の責任が重くなったお尋ねの場合です。労働者の監督が困難となった場合には、遅滞なく身元保証人に通知しなければなりません。また身元保証人がこのような事実を知ったときは、身元保証契約を解約することができます。身元保証人が責任を負う場合にも、使用者側の監督の過失等を考慮して責任の有無や負担額が判断されるので、必ずしも使用者が被った全損害について負担するわけではありません。(弁護士 松田健太郎)